

○原子力規制委員会規則第五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五十六中「機密」を「秘密」に改める。

附 則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。